

契印省略

中高技第 35 号

平成 21 年 5 月 14 日

改正：中高技第 11 号 (イ)

平成 22 年 3 月 29 日

本社の事業本部、事業部及び部の長  
並びに支社等の長 殿

企 画 本 部  
技 術 開 発 部 長

### 低入札価格調査制度調査対象工事における品質確保のための調査について

低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札工事」という。）における更なる品質確保に関する対策として、「低入札価格調査に関する事務取扱について」（平成 21 年 4 月 15 日付け中高契第 195 号契約審査部長通達。以下「低入札価格調査通達」という。）により調査基準価格の引上げが通知されているところである。

今般、低入札工事件数が増加していることに鑑み、工事の品質確保に支障が生じるおそれがあると認められる場合の具体化といった観点から、調査基準価格の引上げに伴う重点調査価格の引上げを実施するとともに、より厳格なる調査基準価格から重点調査価格の範囲の調査内容及び重点調査価格を下回る範囲の調査内容を下記のとおり定めたので、当面これにより運用されたい。

なお、「低入札価格調査制度調査対象工事における品質確保のための調査について」（平成 20 年 11 月 20 日付け中高技第 81 号企画本部技術開発部長通達）は、廃止する。

#### 記

#### 1. 品質の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる基準

品質の確保に支障を及ぼすおそれ、若しくは契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合とは、次に掲げる調査基準価格及び重点調査価格に満たない場合とする。

##### (1) 調査基準価格

調査基準価格は、工事価格対象額算出の基礎となった直接工事費の 95%相当額及び共通仮設費の 90%相当額及び現場管理費の 70%相当額並びに一般管理費の 30%相当額（建築工事費の額にあつては、直接工事費の 95%相当額及び共通仮設費の 90%相当額

及び現場経費相当額の 70%相当額並びに一般管理費の 30%相当額)の合計額。ただし、その額が、工事価格対象額の 90%を超える場合にあっては 90%相当額とし、工事価格対象額の 70%に満たない場合にあっては、70%相当額とする。

## (2) 重点調査価格

重点調査価格は、工事価格対象額の 75%とする。ただし、上記(1)に掲げる調査基準価格が工事価格対象額の 75%に満たない場合にあっては、その調査基準価格を重点調査価格とする。

## 2. 調査の実施

契約責任者は、調査基準価格及び重点調査価格を下回る価格で入札（見積り）（以下「入札」という。）を行った者（以下「入札者」という。）に対し、その価格によっては品質の確保及び契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて次に定めるとおり、入札者からのヒアリング等により調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

### (1) 調査の実施者

調査は契約責任補助者（契約規則第 6 条に規定する契約責任補助者をいう。）が行うものとし、必要に応じ、当該工事を担当するチームリーダー又はサブリーダー、技術管理（環境・技術）チームリーダー又はサブリーダー、当該工事を担当する事務所等（組織規程第 38 条第 1 項に規定する事務所等をいう。以下同じ。）の担当工事長又は課長、その他必要と認められる者を調査に参加させることができるものとする。（イ）

### (2) 調査基準価格から重点調査価格までの範囲内で入札が行われた場合の調査

調査基準価格から重点調査価格までの範囲内で入札が行われた場合には、保留のうえ当該価格で品質の確保及び契約履行が可能とされる理由等について、別添一 1「低入札価格調査マニュアルー重点調査ー」（以下「低入札調査マニュアル」という。）における「当該価格で入札した理由（様式ー 2）」及び「入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書及び明細書（様式ー 3～3 の 1）」並びに確実な品質・安全確保及び契約履行を行う旨の誓約書（別添様式-1-1）（以下「誓約書等」という。）を概ね 5 日以内に提出させ、以下の内容について調査を行うものとする。あわせて入札者の経営状況や信用状態について保証会社等への照会を行うものとする。期限までに誓約書等が提出され、調査の結果、問題がなければ手続きを進める。なお、入札者へのヒアリングが必要と判断される場合は、ヒアリングを実施することができるものとする。また、ヒアリングで追加資料の提出を求める場合は、期限を定めて求めるものとし、要求に応じない場合又は疑義が解決しない場合は、追加資料提出要請書（別記様式ー 3）を入札者あて通知するものとする。なお、上記要請書に定める期限までに追加資料の提出がない場合又は追加資料の不備や不適切な内容が認められる場合は、落札者となるべき者とししないものとする。

(イ)

① 仕様及び数量

入札金額が、入札に必要な図書として交付した単価表に対応する単価表となっており、設計図書で規定している（仕様、工法、数量等）を理解し見積りを行っていることを確認する。

② 資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、当社の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由（下請業者との関係を含む）を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

③ 安全対策

安全対策等の共通仮設費の計上が適切であることを確認する。

④ 現場管理費

現場管理費の計上が適切であることを確認する。

⑤ 一般管理費等

一般管理費等について、当社の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認する。

(3) 重点調査価格を下回る入札が行われた場合の調査

重点調査価格を下回る入札が行われた場合には、保留のうえ当該価格で品質の確保及び契約履行が可能とされる理由等について、低入札調査マニュアルにおける低入札価格調査資料（様式1～15、確実な品質・安全確保及び契約履行を行う旨及び工事完成後に下請業者等へのしわ寄せを行っていないことを証明する書類を提出する旨の誓約書（別添様式-1-2）、代表取締役の押印付きの一般管理費等設定理由書（別添様式-2）、一般管理費等の内訳書（別添様式-2-2）、上記資料の裏付けとなる根拠書類をいう。以下同じ。）を入札日の翌日から起算して7日以内（休日を含めない。）に提出するよう求める。あわせて、提出期限までに低入札価格調査資料又は同資料の一部分の提出がなかった場合、又は低入札価格調査資料に明らかな不備が認められる場合は、落札者となるべき者としめない旨を告げる。また、求めた内容を資料提出要請書（別記様式-1）により速やかに入札者あて通知するとともに、入札者の経営状況や信用状態について保証会社等への照会を行うものとする。入札者より期限までに提出された低入札価格調査資料は、低入札調査マニュアルに基づき調査を行うものとする。調査の結果、問題がなければ手続きを進める。

なお、入札者が入札価格に計上する額のうち、直接工事費が当社の定める直接工事費の50%を下回る場合及び共通仮設費が当社の定める共通仮設費の45%を下回る場合並びに現場管理費が当社の定める現場管理費の35%を下回る場合のいずれかに該当する場合は、入札者を契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして措置する。

これは、契約の内容に適合した履行をなす上で最低限必要な費用として調査基準価格を構成する直接工事費の95%相当額及び共通仮設費の90%相当額並びに現場管理費の

70%相当額の各々5割相当額をもって設定したものである。

(4) 技術提案協議（合意）方式を適用した工事で低入札工事となった場合の調査

契約の方法に技術提案協議方式または技術提案合意方式を適用する工事で低入札工事となった場合の調査は以下によるものとする。

- イ) 入札価格が調査基準価格から重点調査価格までの範囲にある場合には、保留のうえ当該価格で入札した理由（様式－2）及び誓約書（別添様式－1－1）を提出させ、当該価格で品質の確保及び契約履行が可能とされる理由等についてのヒアリングのみを実施し、問題がなければ技術提案協議等の手続きを進める。
- ロ) 入札価格が重点調査価格を下回る場合には、保留のうえ上記2.（3）の調査を行うものとする。
- ハ) 上記イ) 及びロ) の場合の技術提案協議の実施は「技術提案協議の運用について」（平成19年1月31日付け建設事業本部長、保全・サービス事業本部長通達）によらねたい。

(5) 入札参加者への周知

入札参加者へは、次に掲げる事項を別添－2の標準記載例に基づき、「入札（見積）者に対する指示書」に明記することにより周知を図る。

- ① 低入札価格調査基準があること。
- ② 低入札価格調査基準には調査基準価格と重点調査価格があること。
- ③ 調査基準価格及び重点調査価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- ④ 調査基準価格及び重点調査価格を下回った入札者は、最低入札者（総合評価方式の場合は最も評価の高い者）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- ⑤ 調査基準価格及び重点調査価格を下回った入札者は、中日本高速道路(株)が実施する調査に協力すべきこと。
- ⑥ 調査基準価格を下回った入札者は、確実な品質・安全確保及び契約履行を行う旨の誓約書を提出しなくてはならないこと。
- ⑦ 重点調査価格を下回った入札者は、確実な品質・安全確保及び契約履行を行う旨及び工事完成後に下請業者等へのしわ寄せを行っていないことを証明する書類を提出する旨の誓約書、及び代表取締役の押印付きの一般管理費等設定理由書を提出しなくてはならないこと。
- ⑧ 調査基準価格及び重点調査価格を下回った者は、調査に係る資料の提出要請に応じなければならないこと。

- ⑨ 重点調査価格を下回る場合の低入札価格調査の結果、期限までに資料（⑥、⑦、⑧による。以下同じ）及び資料の一部分の提出がない場合、当該入札価格に計上する直接工事費の額が当社の定める直接工事費の50%及び共通仮設費の額が当社の定める共通仮設費の45%並びに現場管理費の額が当社の定める現場管理費の35%のいずれか一つでも下回る場合、又は当該入札価格に計上する一般管理費等の額が当社の定める一般管理費等と比し低い場合における一般管理費等の設定理由が妥当でない場合は、落札者としなないことがあること。
- ⑩ 期限までに資料及び資料の一部分の提出がない場合は、入札を無効とし契約違反としての措置を講ずること。

### 3. 調査報告

調査の実施者は、調査の結果及び意見を記載した書面（以下「調査記録」という。）を作成し、契約責任者へ報告するものとする。なお、低入札価格調査資料及び同資料の一部が期限までに提出されない場合は入札者に提出されていないことを確認のうえ、又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、調査記録を契約手続審査委員会（「契約手続審査委員会設置要領」平成19年10月29日付け中高契第133号企画本部長通達）に諮り、意見を求めるものとする。

### 4. 契約後の扱い

重点調査価格を下回る入札が行われた場合の調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督員に引き継ぐとともに、監督員は以下の措置を講じる。

- (1) 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認するものとする。
- (2) 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認するものとする。
- (3) 工事完成後に提出される下請業者等（施工体系図にある全ての一次下請業者をいう。以下同じ。）へのしわ寄せを行っていないことを証明する書類について、ヒアリングにより内容の確認を必ず行うこと。この場合、工事しゅん功届が提出された日から原則6ヶ月以内に内容の確認を行うものとする。確認の結果、しわ寄せを行っている事実が判明した場合は、その行為について具体的事実（誰が、いつ、どこで、いかなる方法で、何をしたか他）を取り纏めのうえ、建設業法違反として監督官庁へ通報を行うとともに、契約違反としての措置を行うものとする。なお、確認を行う期間（工事しゅん功届の提出から原則6ヶ月以内）は、下請業者等への支払いが完了し、しわ寄せの有無が確認できる時期として、当社の代価支払期間（しゅん功届の提出から原則6ヶ月以内）を指すものとする。

ん功認定後の請求から 40 日以内) 及び「建設産業における生産システム合理化指針  
について」(平成 3 年 2 月 6 日建設省厚発第 38-2) に定められる手形期間(120 日  
以内)を加算して設定したものである。

#### 附 則

この通達は、平成 21 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

この通達は、平成 22 年 4 月 1 日以降に入札を行う工事から適用する。(イ)

## 低入札価格調査マニュアル － 重点調査 －

### 1. 目的

低入札価格調査マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、低入札価格調査制度調査対象工事について低入札価格調査通達に基づく調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めたものである。

本マニュアルは、低入札価格調査通達の対象となる工事において、低入札価格調査通達に規定する調査事項のうち、重点的に調査する事項についての調査方法及び確認方法を詳細に定めたものである。

### 2. 適用対象

本マニュアルは、重点調査価格を下回った入札を行った者に対して適用する。

低入札価格調査は、NEXCO 中日本（以下「当社」という。）が定めた重点調査価格を下回った入札者に対して実施するものであり、本マニュアルは、上記の入札者に対して重点調査を実施することを目的としたものである。

### 3. 調査方法

1. 本マニュアルに基づく調査（以下「重点調査」という。）は、当該入札の終了後から実施することとし、可能な限り速やかに入札者からのヒアリング、関係機関等への照会等の調査を完了すること。
2. 重点調査は下記の手順で実施するものとする。
  - ① 落札者の決定を保留した段階で、最低の価格（総合評価方式の場合は最も評価の高い者）による入札者（以下「入札者」という。）に対し、重点調査を実施する旨を告げる。
  - ② 入札者に対し、低入札価格調査資料（様式-1～15、確実な品質・安全確保及び契約履行を行う旨及び工事完成後に下請業者等へのしわ寄せを行っていないことを証明する書類を提出する旨の誓約書（別添様式-1-2）、代表取締役の押印付きの一般管理費等設定理由書（別添様式-2）、一般管理費等の内訳書（別添様式-2-2）、上記資料の裏付けとなる根拠書類をいう。以下同じ。）を作成し、入札日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に契約責任者あてに入札者から提出するように求める。なお、低入札価格調査資料の提出の際は、支店長、営業所長等の入札に関する権限を有している者又は権限の委任を受けている者から提出させること。
  - ③ 低入札価格調査資料の提出を求めた時に、入札者に対し、提出期限までに同資料及び同資料の一部分の提出がなかった場合、又は同資料に明らかな不備が認められる場合は、契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあるとする旨を告げる。**あわせて、求めた内容を資料提出要請書（別記様式-1）により入札者あて速やかに通知する。**
  - ④ 低入札価格調査資料の受領後、工事費内訳書に計上する直接工事費が当社の定める直接工事費の50%に満たない場合は、入札者を契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合として措置する。
  - ⑤ ④に続き、工事費内訳書に計上される共通仮設費が当社の定める共通仮設費（積上計上分及び率計上分の合計）の45%に満たない場合は、入札者を契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合として措置する。
  - ⑥ ⑤に続き、工事費内訳書に計上する現場管理費が当社の定める現場管理費の35%に満たない場合は、入札者を契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合として措置する。
  - ⑦ ⑥に続き、工事費内訳書に計上される一般管理費等が当社の定める一般管理費等に比し低い場合は、一般管理費等設定理由書の内容の確認を行うものとし、明らかな不備、不合理又は不適切な内容が認められる場合は、入札者を契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合として措置する。
  - ⑧ ④、⑤、⑥、⑦に該当しない場合は、本マニュアル「4. 調査内容」に基づきヒアリングを行う。ヒアリングは、資料を受領した日の翌日から起算して概ね5日以内（休日を含まない。）に入札者に対して行う。
3. 入札者の経営状態、信用状態などについて保証会社等への照会を行う。
4. 重点調査の実施に際し、本マニュアルで定められたヒアリングが行われない場合は、入札者に対し、書面（別記様式-2）をもって、書面を送付した日の翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）にヒアリングに応じるよう通知し、これに応じないときは、「入札（見積）者に対する指示書」第15ただし書きに該当し、「契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがある」として契約責任者へ報告する旨を書き添える。
5. 重点調査を実施した結果、契約の 내용에 適合した履行がなされないと決定したときであって、次順位者の入札額が調査重点価格を下回っていた場合は、あらためて2. 以下の重点調査を実施す

るものとする。

6. 重点調査の実施手続については、別紙1「重点調査価格を下回る入札時の低入札価格調査フロー図」を参照すること。

#### 4. 調査内容

重点調査においては、次の内容について重点的に調査を行うものとする。

- |      |                           |            |
|------|---------------------------|------------|
| (1)  | 当該価格で入札した理由               | (様式-2)     |
| (2)  | 入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書及び明細書 | (様式-3～3の1) |
| (3)  | 施工体制台帳(案)                 | (様式-4)     |
| (4)  | 施工体系図(案)                  | (様式-5)     |
| (5)  | 手持工事の状況                   | (様式-6～7)   |
| (6)  | 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連  | (様式-8)     |
| (7)  | 手持資材の状況                   | (様式-9)     |
| (8)  | 資材購入先及び購入先と入札者との関係        | (様式-10)    |
| (9)  | 手持機械数の状況                  | (様式-11)    |
| (10) | 労務者の具体的供給見通し              | (様式-12～13) |
| (11) | 過去に施工した公共工事名及び発注者         | (様式-14)    |
| (12) | 建設副産物の搬出地                 | (様式-15)    |
| (13) | 誓約書                       | (別添様式-1-2) |
| (14) | 一般管理費等設定理由書               | (別添様式-2)   |
| (15) | 一般管理費等の内訳書                | (別添様式-2-2) |

I. 重点調査については、次のとおり調査を行うものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

当該入札価格で当該工事が契約の内容に適合した履行が可能であることを確認するため、当該価格で入札した理由を、労務費、手持工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関係、手持資材の状況、手持機械数の状況、下請け会社等の協力等の面から様式-2(当該価格で入札した理由)に記載させること。

(2) 入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書及び明細書

入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書及び明細書について以下の調査を行う。

① 仕様及び数量

入札金額が、入札に必要な図書として交付した単価表に対応する単価表となっており、設計図書で規定している内容(仕様、工法、数量等)を理解し見積を行っていることを確認するため入札金額の内訳を、様式-3の1(入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書に対する明細書)に記載させること。

② 資材単価、労務単価又は市場単価

様式-3及び様式-3の1に記載された資材単価、労務単価又は市場単価について、当社の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類及び押印付の見積書等当該単価の根拠となる資料の提出を求めると詳細な調査を行う。

③ 下請業者との関係

下請業者を予定している場合には、施工体制台帳(案)(様式-4)、施工体系図(案)(様式-5)及びその下請業者からの押印付の見積書等の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書及び明細書に正しく反映されていることを確認する。

④ 直接工事費

直接工事費の計上が適切であることを確認する。なお、直接工事費の計上が当社の定める直接工事費の50%未満である場合は、入札者を契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合として措置する。

⑤ 共通仮設費

安全管理等の共通仮設費の計上が適切であることを確認する。なお、共通仮設費の計上が当社の定める共通仮設費（積上計上分と率計上分の合計）の45%未満である場合は、入札者を契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合として措置する。

⑥ 現場管理費

現場管理費の計上が適切であることを確認する。なお、現場管理費の計上が当社の定める現場管理費の35%未満である場合は、入札者を契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合として措置する。

⑦ 一般管理費等

一般管理費等の計上が適切であることを確認する。なお、当社の価格に比し低い場合は、一般管理費等設定理由書（別添様式-2）及び一般管理費等の内訳書（別添様式-2-2）（以下「理由書等」という。）の内容を確認し、本店及び支店における経費（従業員給料手当、法定福利費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、租税公課、契約保証費等）及び附加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金等）等が適切に計上されていることを確認する。

なお、共同企業体の場合、構成する全ての企業から理由書等を提出させるものとする。

理由書等について、期限までに提出がなされない場合又は明らかな不備が認められる場合若しくは不適切な記載内容が認められる場合は、入札者を契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合として措置する。

(3) 手持工事の状況

手持工事の状況及び配置予定技術者の内容について、以下の調査を行う。

① 契約対象工事箇所付近における手持工事（様式-6）及び契約対象工事に関連する手持工事（様式-6の1）の状況を確認する。

② 技術者等の配置

○ 工事請負契約書第10条第1項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者（以下「配置予定技術者等」という。）について、名簿の提出（様式-7（配置予定技術者等名簿））を求め入札者との雇用関係の確認を示す書類（監理技術者資格者証（所属建設業者を記載した証）、健康保険被保険者証の写し、健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は住民税特別徴収税額通知書の写し）により直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。

○ 配置予定技術者等について、他の手持工事の状況との関係を確認する。

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連

「契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連」について、地図で契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連及び所在地が明確になるように様式-8に記載させ、以下の調査を行う。

① 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等を鑑み、経費の節減が可能であることを確認する。

② 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

(5) 手持資材の状況

手持資材の状況について、様式-9に記載させる（手持資材を当該工事で活用している場合は、具体的手持数量・活用方法を9記載させる）とともに保管状況の写真等を提出させ、低入札価格との関連性について確認する。

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

資材購入先及び購入先と入札者との関係について、当該工事で使用する資材について、資材購入先等を様式-10に記載させるとともに、低価格での調達が可能としている場合は、その根拠

を見積書等により確認する。なお、確認できない場合は、直接、資材購入先の意向を確認する。

(7) 手持機械数の状況

手持機械数の状況について、様式-11に記載させ（当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、具体の使用状況を記載させる）、所属等を証する資料等で確認する。

(8) 労務者の具体的供給見通し

労務者の具体的供給見通しについて、以下の調査を行う。

- ① 労務者の確保計画（様式-12）及び工種別労務者配置計画（様式-13）によって適切な施工が可能なことを確認する。
- ② 労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、雇用関係を示す書類により直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。

(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者

「過去に施工した公共工事名及び発注者」について、当該年度を含む過去5ヵ年分を様式-14に記載させるとともに、以下の調査を行う。

- ① 過去に施工した公共工事の施工体制台帳及び請負代金内訳書を2～3例提出を求め、内容について確認を行う。
- ② NEXCOまたは旧JH工事において低入札による工事の受注実績がある場合は、当該工事について報告させ、本マニュアル（1）～（8）に係る内容について確認するとともに、工事評定点を調査する。

(10) 建設副産物の搬出地

「建設副産物の搬出地の状況」について様式-15に記載させるとともに、以下の調査を行う。

- ① 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が仕様書等に合致していることを確認する。
- ② 適正な処理を行っている搬出地を選定していることを確認する。（処理価格も含む）

(11) 誓約書及び一般管理費等設定理由書

誓約書（別添様式-1-2）及び一般管理費等設定理由書（別添様式-2）について、以下の調査を行う。

- ① 代表取締役の押印が付いていることを確認する。
- ② 記載内容が適切であることを確認する。
- ③ 共同企業体を構成する場合は、各構成員から提出されていることを確認する。

以 上